

# 見守り機器助成事業要綱

## (目的)

第1条 在宅で暮らす認知症の方、知的障がい児者、精神障がい者等が、道に迷ったり、自分の家がわからなくなるなどの恐れがあるなど不安を抱える世帯に対し、本人の位置情報を把握するための装置、本人が自宅等から離れたことを知らせる装置等の利用に伴う購入費用または、レンタル費用の一部を助成することにより、本人の早期発見とその家族の不安解消および利用世帯の負担軽減を図ることを目的とする。

## (助成対象世帯)

第2条 秋田市内に居住している認知症の方、知的障がい児者、精神障がい者を抱える世帯とする。

## (助成対象経費)

第3条 位置情報が把握可能な機能を有する装置、本人が自宅等から離れたことを知らせる機能を有する装置（以下「見守り機器等」という）の利用に伴う購入費用または、レンタル費用（半年分）に対して10,000円を上限として助成する。

## (申請方法)

第4条 助成を希望する世帯は、別途取扱店等と契約した後に別に定める助成申請書に必要事項を記入し申請することとする。契約書の写し、契約内容、支払額の確認できるものを添付することとする。

## (助成金の交付)

第5条 市社協は申請書を精査し適当と認めた場合は、申請者が指定する口座に振り込むものとする。

## (助成金の返還)

第6条 申請者は取扱店等との見守り機器等の契約後、当該機器を使用することなく解約、クーリングオフ等を行った場合は、助成金を返還するものとする。ただし、市社協が認める場合はこの限りではない。

## (使用上の責任)

第7条 利用者世帯が見守り機器等を破損、紛失した場合、またはケガ等の事故が発生した場合は、取扱店等との契約書に基づき処理することとし、市社協は一切その責任を負わない。

## 附 則

- 1 この要綱は令和2年4月1日から施行する。
- 2 安心探知機補助事業要綱（平成13年9月5日）は廃止する。
- 3 この要綱は令和2年10月1日から施行する。